

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(特例時間勤務手当)

第7条 特例時間勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 指導部学校指導課の職員が京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）に正規の勤務として午後0時30分から午後9時15分まで勤務したとき。
- (2) 指導部生徒指導課の職員が正規の勤務として午後0時45分から午後9時30分まで勤務したとき。
- (3) 総合教育センターに勤務する職員が正規の勤務として午後0時30分から午後9時15分まで勤務したとき。
- (4) 相談センターカウンセリングセンターに勤務する職員が正規の勤務として午後0時45分から午後9時30分まで勤務したとき。
- (5) 子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）に勤務する職員が正規の勤務として正午から午後8時45分まで勤務したとき。

以上8時間未満」を「3時間45分以上7時間45分未満」に改め、同号ウ中「8時間以上」を「7時間45分以上」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)